平成二年政令第三百六十六号 特別職の職員の給与に関する法律施行令

四十六年政令第三百七十号)の全部を改正するこ 定の特別職の職員の期末手当に関する政令(昭和 和二十四年法律第二百五十二号)第七条の二ただ 内閣は、特別職の職員の給与に関する法律(昭 政令を制定する。 書及び第七条の三ただし書の規定に基づき、特

(俸給等を支給しない場合の基準)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(以下 る所得の額が五十八万三千円を超えることとす ころにより算定した一月当たりの同項に規定す 定める場合にあっては、内閣官房令で定めると 間が一年に満たない場合その他内閣総理大臣が その他金銭上の利益を目的とする業務を行う期 員が他の職務に従事し、又は営利事業を営み、 十二号から第四十一号までに掲げる特別職の職 万円を超えることとする。ただし、法第一条第 た一年当たりの同項に規定する所得の額が七百 「法」という。)第四条第一項の政令で定める基 は、内閣官房令で定めるところにより算定し 3

(期末手当基礎額等の加算)

第二条 法第一条第一号から第四十三号までに掲げる職 内で政令で定める割合は、百分の二十とする。 超えない範囲内で政令で定める割合は、百分の 員とし、これらの職員について百分の二十五を 令で定める管理又は監督の地位にある職員は、 によることとされる期末手当の支給について政法第七条の二の規定により一般職の職員の例 れらの職員について百分の二十を超えない範囲 る職員として政令で定めるものは、法第一条第 でその職務の級が三級以上であるものに相当す 慮して行政職俸給表(一)の適用を受ける職員 う。) の例によることとされる期末手当の支給 る一般職の職員(以下「一般職の職員」とい 二十五とする。 について職務の複雑、困難及び責任の度等を考 一号から第四十三号までに掲げる職員とし、こ 法第七条の二の規定により同条に規定す

第三条 法第七条の三の規定により一般職の職員 号に掲げる職員(以下「秘書官」という。)と として政令で定めるものは、法第一条第四十四 職務の級が三級以上であるものに相当する職員 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその て職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して の例によることとされる期末手当の支給につい 1 (施行期日)

2 法第七条の三の規定により一般職の職員の例 分の二十を超えない範囲内で政令で定める割合 令で定める職員の区分及びこの区分に応じて百 は、次の表に定めるとおりとする。 によることとされる期末手当の支給について政

法附則第二項の規定による俸給月額又は百 分 の職員の区分 割合 |法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額||二十

までの俸給月額を受ける秘書官 |法別表第三に掲げる三号俸から十一号俸|百 受ける秘書官 |法別表第三に掲げる二号俸の俸給月額を||百 分 |法別表第三に掲げる一号俸の俸給月額を||百 を受ける秘書官 十 五 分 分 D O

受ける秘書官 支給について準用する。 般職の職員の例によることとされる勤勉手当の 前項の規定は、 法第七条の三の規定により

則

律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関この政令は、特別職の職員の給与に関する法 る政令の規定は、平成二年四月一日から適用す の特別職の職員の期末手当及び勤勉手当に関す 年法律第八十号)の施行の日(平成二年十二月 二十六日)から施行し、この政令による改正後 する臨時措置法の一部を改正する法律(平成二

三五号) 附 則 (平成一一年七月二六日政令第二 抄

(施行期日)

行の日(平成十一年七月二十七日)から施行す。この政令は、司法制度改革審議会設置法の施 る。

三三九号) 則 (平成一四年一一月二二日政令第

律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置 成十四年法律第百七号)の施行の日から施行す に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平 この政令は、特別職の職員の給与に関する法

四〇四号) (平成一六年一二月二二日政令第

る。 この政令は、

平成十七年四月一日から施行す

2 「施行日」という。)の前日において特別職の職この政令の施行の日(以下この項において (経過措置)

> 考慮して内閣総理大臣、各省大臣又は人事院総 二号)第一条第九号から第十四号までに掲げる 円」とあるのは「百万円」とする。 二百万円」と、同条ただし書中「五十八万三千 四月一日から平成十九年三月三十一日までの間 万三千円」とあるのは「二百万円」とし、同年 おける同法第四条第一項に規定する所得の額を 特別職の職員である者であってその施行日前に 与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十 第一条の規定による改正前の特別職の職員の給 員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 においては同条中「七百万円」とあるのは「千 の間においては同条中「七百万円」とあるのは 裁が総務大臣と協議して定めるものに関する第 「二千四百万円」と、同条ただし書中「五十八 に関する法律施行令第一条の規定の適用につい ては、施行日から平成十八年三月三十一日まで 条の規定による改正後の特別職の職員の給与

則 (平成一八年二月一日政令第一五

この政令は、平成十八年四月一日から施行す

(施行期日) 九 附 五 号)

抄

(平成二六年五月二九日政令第

第一条 この政令は、法の施行の日 年五月三十日)から施行する。 (処分等の効力) (平成二十六

第四条 この政令の施行前にこの政令による改正 という。)の規定によってした処分、手続その 前のそれぞれの政令(次条において「旧政令」 ものは、別段の定めがあるものを除き、新政令 れぞれの政令(以下この条及び次条において 他の行為であって、この政令による改正後のそ の相当の規定によってしたものとみなす。 (命令の効力) 「新政令」という。)の規定に相当の規定がある

第五条 この政令の施行の際現に効力を有する旧 省令で、新政令の規定により内閣官房令で定め 房令としての効力を有するものとする。 あるものを除き、この政令の施行後は、 るべき事項を定めているものは、別段の定めが 政令の規定により発せられた内閣府令又は総務

(令和二年一一月三〇日政令第三

る。 律の一部を改正する法律の施行の日から施行す この政令は、特別職の職員の給与に関する法